

三宅村心身障害者タクシー利用助成事業のご案内

次のとおり、心身に障害を持つ方がタクシーを利用する際に料金の一部を助成する事業を実施します。希望される方は、三宅村役場福祉健康課もしくは各出張所にて申請を受け付けています。

- 1 実施期間 令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）まで
- 2 使用区域 三宅村内
- 3 対象者 身体障害者手帳（1～6級）、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちで下記のいずれにも該当する者
 - ・三宅村に住所を有し、居住していること
 - ・施設に入所していないこと
- 4 助成額 ①上記対象者（身体障害者手帳のみ1～4級）で
令和2年度住民税非課税者
申請のあった月から翌年3月までの月数
× 4,000円分（500円券8枚）
②上記対象者の令和2年度住民税課税者と
身体障害者手帳5.6級の方
申請のあった月から翌年3月までの月数
× 2,000円分（500円券4枚）
の助成券を発行します。
- 5 申請手続き ①申請書は、三宅村役場福祉健康課と各出張所にあります。
②申請には印鑑が必要です。
③審査後、該当される方には助成券を郵送します。
- 6 問い合わせ先 三宅村役場 福祉健康課 福祉係 電話5-0902